

週休2日確保工事の試行に関するQ & A

【1 改正内容について】

Q 1 令和8年9月1日施行の改正でどのように変わったのか。

- 従来は週単位・月単位の週休2日確保工事の取り組みを実施した場合に労務費等の費用補正を行っていましたが、改正後は労務費等の費用補正を廃止します。
ただし、港湾工事で月単位の週休2日確保工事の取り組みを実施した場合のみ、一部諸経費の補正を行います。
- 従来は週休2日確保工事の計画書及び報告書は指定様式で提出する必要がありましたが、今後は任意様式での提出も可能となります。

Q 2 週休2日工事を達成した場合に何かメリットはあるのか。

- 労務費等の補正はありませんが、取り組み内容により工事成績評定の加点があります。

取り組み内容	労務費等の補正	工事成績評定
週単位の週休2日確保工事 (週単位で週休2日)	補正なしの為、金額変更なし	◎ (工程管理加点+追加加点)
月単位の週休2日確保工事 (月単位で4週8休)	補正なしの為、金額変更なし (港湾工事のみ一部諸経費の補正有)	◎ (工程管理加点+追加加点)
通期の週休2日確保工事 (通期で4週8休)	補正なしの為、金額変更なし	○ (工程管理加点のみ)

Q 3 週休2日工事を達成しなかった場合に減額・減点等はあるのか。

- 通期の週休2日工事に対して、受注者に取り組む姿勢が見られなかった場合のみ、工事成績評定での減点措置があります。週単位・月単位での週休2日未達成の場合、または何らかの理由があり未達成もしくは協議を行い通期の週休2日を取りやめた場合等は減額・減点等の対象になることはありません。

【2 実施方法について】

Q 1 どの工事が週休2日確保工事の対象になるのか？

(対象工事)

- 原則すべての工事です。対象工事は発注時の設計図書に「週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書」を添付しています。

(上記以外の工事)

- 特記仕様書が添付されていない場合は、対象外工事となります。

Q 2 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

- 原則として土・日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することとしています。
- 地元条件、天候または発注時の施工条件等により、やむを得ず土・日曜日または指定曜日に作業を行う必要が生じた場合は、事前に発注者と協議して振替日を設定することができます。
※振替日の設定については【3現場閉所日の振替について】「Q 2 振替日はいつでもよいのか。」を参照してください。

Q 3 現場閉所日の実績報告及び確認はどのように行えばよいのか。

- 月間の現場閉所計画書に実施状況を記載して毎月提出してください。また、現場閉所の確認に必要な資料の内容は、施工計画書に記載し、監督員から請求があった場合は、速やかに提出又は提示してください。

Q 4 月間の現場閉所計画書は、初回提出時にまとめて工事期間の全体月分を提出してもよいのか。

- まとめて提出していただいても結構です。ただし、月間の現場閉所実施状況の報告書は1ヶ月ごとに提出し、報告してください。

Q 5 現場閉所率はどのように算出するのか。

- $\text{現場閉所率} = \text{現場閉所日数} \div \text{対象期間日数} \times 100$
※小数1位（小数2位を四捨五入）

Q 6 原則として対象期間中の土曜日、日曜日は現場閉所としなければならないとあるが、祝日はどのように取り扱えばよいのか。

- 祝日（土日を除く）は平日として取り扱います。

Q 7 現場閉所の確認に必要な資料とはどのようなものか。

- 工事日報やKY活動日誌など、既存の資料で結構です。なお、施工計画書に確認方法を記載してください。

Q 8 現場閉所の確認に必要な資料が整備されていない場合は、どのように取り扱うか。

- 現場閉所日としては取り扱いません。

Q 9 施工条件として、土日に作業をしないといけない場合の現場で、平日2日を現場閉所として週休2日を目指してもよいのか。

- 問題ありません。

Q 10 月間の現場閉所計画を策定した作成時点で、作業日数が5日に満たない工程の場合は、どのように週休2日確保工事の達成判断を行えばよいのか。

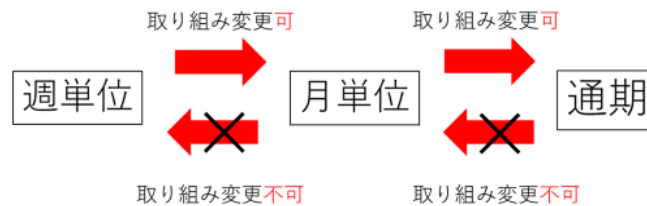
- 週休2日確保工事の対象外として取り扱います。

Q 1 1 週単位の週休2日確保工事を実施していたが、実施が困難になったので取り組み内容を変更したいが、どのようにすればよいか。

- 週単位から月単位もしくは通期へ変更する場合は工事打合簿に理由を記載し、監督員へ通知してください。（月単位から通期への変更も同様です。）

Q 1 2 通期の週休2日確保工事から週単位及び月単位の週休2日確保工事への変更や、月単位の週休2日確保工事から週単位の週休2日確保工事に変更することはできるのか。

- 休日を計画的に取得し、労働環境の改善を図ることを目的としているため、工事途中又は工事の施工後に通期から週単位又は月単位及び、月単位から週単位への変更は認めていません。



Q 1 3 通期の週休2日確保工事の取り組みを取りやめたいがどのようにすればよいか。

- 正当な理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得てください。

【3 現場閉所日の振替について】

Q 1 天候や緊急対応等により現場閉所日の振替をする場合、事前に発注者に通知は必要か。

- 事前の通知は必要ありませんが、月間の現場閉所実施状況と一緒に報告してください。ただし、週単位や月単位の実施に際して、振替日に疑義がある場合は、事前に監督員と協議を行ってください。

Q 2 振替日はいつでもよいか。

- 週休2日の取り組み内容によって振替可能な日が異なるため、以下の各取り組み状況の振替可能日を確認してください。

（週単位の週休2日）

- ・ 振替日は同一週のみ可能とします。

（月単位4週8休）

- ・ 振替日は当初休日の予定日と同一月内への振替を原則とします。月末等で困難な場合は、前後7日以内への振替も可能とします。

（通期の4週8休）

- ・ 工事着手日から工事完了日までの対象期間内であれば、いつでも構いません。

※降雨等で上記による振替が困難な場合は速やかに監督員と協議して振替日を決定してください。

【4 対象期間について】

Q 1 対象として取り扱うことが適当でない期間とは。

- 以下の期間を想定しています。
 - ・ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
（例）現場の被災による1週間を超える応急復旧作業期間など
 - ・ 準備期間及び後片付け期間中の正当な理由のない現場閉所期間
（例）正当な理由なく現場施工に着手しない期間や現場施工完了後、意図的に後片付けに着手しない期間など
 - ・ 監督員の指示に係る検討に想定外に要した期間
 - ・ 他工事等との工程調整による不稼働期間

【5 現場閉所について】

Q 1 降雨、降雪等による予定外の現場休工日は、現場閉所日として認められますか。

- 降雨、降雪、強風、波浪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として扱います。

Q 2 現場閉所日として扱う現場管理上必要な作業とは。

- 巡回パトロール、保守点検、現場見学会、地元協議対応、災害対応や準備等で概ね半日程度の作業です。また、コンクリート打設に伴う養生作業のみを行う場合や、警察協議などにより交通誘導警備員のみを配置している日も現場閉所日として取り扱います。

Q 3 現場代理人及び主任（監理）技術者や作業員が、当該工事以外の工事現場で作業を実施した場合の取り扱いはどうなるか。

- 週休2日の達成については、当該工事現場での現場閉所状況及び閉所率で判断します。
- ただし、規定はしていませんが、本試行の趣旨をご理解いただき、作業員が週休2日を確保できるように努めてください。

Q 4 現場事務所以外で当該現場に関する内業を実施した場合、現場作業に該当するか。

- 現場事務所以外で行う内業は現場作業に該当しません。

Q 5 土木共通仕様書で定められている半日以上の時間を割いて行う安全訓練等のみを実施した日は、現場作業として取り扱うか。

- 現場作業として取り扱います。

Q 6 夜間工事における作業日の考え方は。

- 夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、週単位の週休2日確保工事を達成しているとみなします。

Q 7 午後から悪天候のため現場閉所とし、午前中のみ作業を実施した場合は0.5日閉所として取り扱うか。

- 原則として1日単位で実施の可否を確認するもので、0.5日閉所として取り扱いません。この場合、作業日として取り扱います。

Q 8 週単位の週休2日確保工事で週休2日の達成判断はどのようにするのか。

（例えば9月10日（水曜日）工事着手、完成10月23日（木曜日）現場作業終了）

- 「月曜日から日曜日まで」を週単位の基本とします。

※具体例の9月10日（水曜日）現場着手、10月23日（木曜日）現場終了の場合、次ページのように週休2日の確認をします。

- (1週目) 9月10日(水曜日)～9月14日(日曜日)で週休2日の確認
(2週目以降) 月曜日～日曜日(9月15日～10月19日の期間)で週休2日の確認
(最終週) 10月20日(月曜日)～10月23日(木曜日)で週休2日の確認

ただし、土日を含まない最終週については週休2日を行ったとみなして構いません。

Q9 月単位の週休2日確保工事で4週8休の達成判断はどのようにするのか。

(例: 9月18日に工事着手した場合、ひと月の考え方は9月30日までか、10月18日までか。)

- 9月18日から工事着手した場合、9月30日までをひと月として週休2日の達成を確認します。9月18日～9月30日までの現場閉所率が28.5%に満たない場合、この期間の土日の合計数以上に現場閉所を実施していれば、4週8休を達成しているとみなします。なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。

Q10 月単位の週休2日確保工事で暦上の土・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、月単位の現場閉所率はどうなるのか。(例 8日/31日=25.8%)

- その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているとみなします。

【6 費用の計上について】

Q1 週休2日の各取り組みを実施した際、費用の補正方法はどうなるのか。

(港湾工事)

- 月単位の週休2日確保工事の取り組みを実施した場合のみ、最終変更契約時に一部諸経費の補正を行い、追加費用を計上します。通期の週休2日確保工事の取り組みを実施した場合、費用の補正はありません。

(港湾工事以外の工事)

- 週単位、月単位又は通期の週休2日確保工事の取り組みを実施した場合、いずれの場合も費用の補正はありません。

【7 その他】

Q1 週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなった場合、これを理由に工期延期は認められるか。

- 当初の工期は、土曜日・日曜日及び祝日のほか、雨天日等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり工期変更協議を行ってください。週単位もしくは月単位の週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由では工期延期は認められません。